

(様式第4号)

上田市人権尊重のまちづくり審議会 会議概要

1	審議会名	上田市人権尊重のまちづくり審議会
2	日 時	平成24年10月10日(水)午後1時30分から午後3時10分まで
3	会 場	中央解放会館 2階会議室
4	出席者	香山会長、橋詰副会長、池田委員、大久保委員、小沼委員、清水委員、関委員、竹内委員、出澤委員、中村委員、成沢委員、藤原委員、樋村委員、丸山委員、宮下委員
5	市側出席者	(市長部局) 渋沢課長、増田補佐、池田主査 (教育委員会) 小山政策幹、久保田補佐
6	公開・非公開等の別	公開
7	傍聴者	0人
	記者	0人
8	会議概要作成年月日	平成24年10月12日

協 議 事 項 等

1 開会(渋沢人権男女共同参画課長)

2 あいさつ(香山会長)

以降、香山会長が議事進行を行う。

3 会議事項

(1) 人権に関する市民意識調査報告書について(小山同和教育政策幹) <別冊1>
質疑等

(会長) 質疑を求めたが、ないようなので次の議題に進める。

(2) 上田市人権施策基本方針の見直しについて

ア 前回審議会の検討事項について(渋沢課長) <資料1、2、3>

質疑等

【意見】(委員) <資料3>の基本理念の1行目に、「人権とは、上田市人権尊重のまちづくり条例の全文においては、」とあり、「は」が重複しており、少し変な感じがする。

《回答》(渋沢課長) 修正前には、「人権の概念は、上田市人権尊重のまちづくり条例において、」であった。そこから概念という言葉は難しいので削除した。ご指摘された部分の表現については、再度検討させていただきたい。

イ 人権施策の方向性について(1, 2について小山政策幹) <資料4>

質疑等

【意見】(委員) 人権施策の方向性の前文で、「同和問題を人権教育の中心に位置づけ」とあるが、現在の情勢とすれば障害者や子どもの方が社会問題ではないか。子どもと障害者の問題は、人権に関する市民意識調査でも市が積極的に取り組むべき問題であると回答されている。学校での人権教育は大事だが、<資料4>の3ページの2行目を見ても人権同和という言葉がある。なぜ同和が特別に扱われるのか。学校では、家庭と連携を取って子どもを大事にしたい。障害者が、宗教団体の中に取り残されて助けを求めているという事例もある。もっと子どもと障害者の問題に力を入れるべきではないか。

《回答》(小山政策幹) 人権教育は歴史的に見て同和教育から始まったといっても過言ではない経緯がある。今まで一定の成果を挙げてきた同和教育の方法に基づき、それを人権教育全体に応用していきたい。子どもの問題や障害者の問題も大事であり、それについては後に説明する分野別の設定で取り扱いたい。これらの項目については国が定めた人権課題として掲げられている。学校と家庭の連携はご指摘のとおり大変重要であり、意識して明記した。様々な事情で連携が及ばない家庭もあるが、だからこその限りの連携は取っていきたい。

【意見】(委員)前文には子どもや障害者も入れて、人権同和教育だけではなくすべきではないか。議会の一般質問を聞いていると、同和問題に関する特別措置というのはまだまだ温存されているように感じられる。同和住宅新築資金の滞納額を聞いていると、これだけの費用があるのならもっと家庭に力を入れられるのではないか。昔は同和問題が大きな課題だったのはわかるが、今は子どもや障害者が大きな課題なのではないか。

《回答》(小山政策幹)繰り返しになるが、同和問題への取組こそが幅広い人権問題への取組に発展していった経緯がある。その歴史を前文の前段で明記した。後に説明する分野別の設定で取り扱う事項は前文では取り扱わない。

【意見】(委員)前文の5行目には「まだ差別が残っており、同和問題をはじめとする多くの人権課題が解決されたわけではない」とある。この文は歴史的に必要なだというのはわかる。4ページにある「上田市人権教育企業連絡会」は、昔は「上田市同和教育企業連絡会」という名称だった。このように名称が変更されたことでも時代が変わってきていると思う。

【意見】(委員)同和教育は人権教育のスタートラインである。

【意見】(委員)前文の最初の段落は、過去の経緯を説明している。しかし次の段落からはこれからのことを記している。女性、子ども、障害者を次の段落からの部分に追加したらどうか。

【質問】(会長)前文の最初の段落は、過去の経緯を説明しているということなのか。

《回答》(小山政策幹)そのとおりである。その過去があって、色々な人権課題に広がってきた。また、色々な差別があることも意識調査で分かってきたので、次の段落ではそういう表現になった。

【質問】(委員)同和教育中心でこれから人権教育を行うということか。それともそれ以外の人権問題にも力を入れるのか。

《回答》(小山政策幹)過去の人権教育は同和問題中心だったが、これからはそれ以外の人権問題にも力を入れて人権教育を行う。

【意見】(会長)先に意見のあった、前文の次の段落に女性、子ども、障害者を追加したらどうか。

《回答》(小山政策幹)再度、検討させていただきたい。

【意見】(委員)よくできていると思うが、今は家庭でも学校でもいじめ、差別など様々な問題が起きている。そういう意味でも人権教育をしっかりやってもらいたい。

イ 人権施策の方向性について(3について 渋沢課長)

<資料4>

《訂正》(渋沢課長)4ページ、3の(1)の始めの方「市民の人権意識も高まってきていることから、相談窓口の役割は高まっています」は重複表現のため、訂正します。

質疑等

(会長)質疑を求めたが、ないようなので次の議題に進める。

ウ 分野別の設定(分類のみ)について(増田人権男女共同参画課長補佐)

<資料5>

質疑等

【質問】(会長)国にはある「東日本大震災に起因する人権問題」は、上田市ではどう取扱うのか。

《回答》(渋沢課長)国にも昨年度までなかった分野であり、上田市では10番にある「アイヌ・人身取引・新たな人権問題への対応などについて文章記述」の新たな人権問題に含めて対応したい。

【質問】(委員)9番「その他の人権問題」にある「病気にかかわる人」とは何か。少々分かりづらい項目名に思えるが、これはハンセン病患者や元患者も含まれているのか。

《回答》(渋沢課長)これはHIV、難病、ハンセン病の患者及びハンセン病元患者が含まれている。現在一番多いのはHIV患者になるだろうが、それ以外にも病気による新たな差別が発生する可能性があるため、このような分野名とした。病名を分野名に盛り込んで、わかりやすい項目名にする方法もあるので検討したい。

【質問】(委員)9番「その他の人権問題」にある「地域社会の観光による人権」とあるが内容がはっきりせず分かりにくい。どのような内容か。

《回答》(渋沢課長)国、県にはない分野ではあるが、上田市の現行の基本方針を作成するときにも、前回と同様な市民意識調査を行い、その結果に基づいて設けられた分野である。現行の基本方針に内容は「合理性がなく差別的な慣行や因習」「転入者に対してよそ者扱い」と記述されている。確かにご指摘のとおりははっきりしない部分もある。もし必要がなければ削除するなり、

他の表現にするなり検討したい。

【提議】(会長)内容は現行の基本方針と同様ということ。表現を変えるか、分野を削除するか。

【意見】(委員)現行の基本方針を作成する際に、必要とされて設けられた分野であるはず。議論の結果で設けられたので今すぐなくすというのはいかがなものか。

【意見】(委員)今すぐなくすのはやめてもらいたい。

【意見】(会長)表現方法を検討して欲しい。

(3) その他

ア 上田市解放会館について(渋沢課長)

<資料5>

《諮問》(渋沢課長)上田市解放会館の名称について議会で質問があった。その際、上田市側でこの審議会にも諮問した上で決定したいとの答弁があり、ここに諮問する。ただし、結論を急ぐものではないので今回は問題提起とし、次々回の審議会で答申をいただければと考えている。

【質問】(会長)上田市側の結論はいつになるのか。

《回答》(渋沢課長)答申を踏まえて上田市の方針を決定するので、この審議会ですぐ結論が出る話ではない。

【質問】(会長)答申と上田市の考えを相互に交えながら決定ということか。

《回答》(渋沢課長)そのように考えていただきたい。

【意見】(委員)解放会館は建設当初国や県の補助を受けて建設したから、このような名称にしたのだろうと推測はできる。解放会館を作るので補助金をいただきたい、そういう関係は当時はあったのだろう。ただし、国や県の補助金を受けて建設した建物でも、一定期間が経過したものは当初の事情にこだわらずに名称を変更している例はある。現在の状況に応じて名称は変更してもよいのではないか。

【質問】(委員)解放会館は主にどんな活動に使われているのか。それがわかれば名称の問題も解決できるのではないか。分かる範囲で今答えられないか。

《回答》(渋沢課長)上田市には解放会館は4館あり、中央解放会館以外は国からの補助金を受けている。生活相談、人権学習会、人権講演会、外国人障害者向けの講座などを実施している。特に丸子解放センターではそれに加え、解放会館まつり、解放会館だより、差別戒名の学習会などを行っている。ただし城南解放会館と塩田解放会館はそれぞれ公民館と併設であるため、公民館事業と厳密に分けられない部分はある。

【質問】(委員)諮問を行うに至った経緯を、もう少し詳しく説明してもらいたい。

《回答》(渋沢課長)議会で同和対策事業について質問があった。その際に同和対策事業特別措置法が失効して10年が経過し、現在は人権全体の政策の中に同和対策事業も含まれるという答弁を行った。その際に出た案件である。

【意見】(委員)解放会館は同和対策事業特別措置法により、部落差別からの解放をはじめあらゆる差別からの解放を目的としている。そういう意味では解放会館でいけないという理由はない。

《説明》(渋沢課長)同和対策事業特別措置法が失効した際、国の隣保館設置運営要綱が大幅に改正された。そのため、解放会館は同和問題の解決のみならず、人権問題の解決を図る施設という位置づけになった。

【意見】(委員)同和対策事業特別措置法の失効や、時代の要求もある。解放会館という名前では、ちょっと構えてしまって近寄りづらいイメージがあるのではないか。

【意見】(委員)隣保館設置運営要綱にも歴史的背景がある。要綱は変わってきているので名称も変えようという意見が出てきた。

【意見】(委員)隣保館設置運営要綱の改正もあり、それを踏まえて名称の変更も考えていきたい。

イ 次回会日程(渋沢課長)

次回の人権尊重まちづくり審議会は、12月13日(木)午後1時30分から中央解放会館で行う。

4 閉会(渋沢課長)

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。